

誰もが安心して暮らせるまちを目指して

「袋井市犯罪被害者等支援条例」を 制定しました

袋井市では、犯罪の被害に遭われた方やそのご家族が平穏な生活を回復できるよう支援するとともに、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、「袋井市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

令和5年
10月1日
施行



犯罪等の被害に遭われた方やそのご家族等が一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、支援を行います。主な支援の内容は、裏面をご覧ください。※支援には一定の条件があります。

袋井市犯罪被害者等支援相談窓口

袋井市総務部 協働まちづくり課コミュニティ推進室
(袋井市新屋一丁目1番地の1 袋井市役所4階)

ひとりで悩まず
ご相談ください。

TEL 0538-44-3107

FAX 0538-43-2132

Eメール shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp

【受付時間】月～金曜日 8時30分～17時15分（祝日・年末年始を除く）

主な支援の内容

相談・情報の提供

犯罪被害等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報を提供し、関係機関等をご案内します。

日常生活等の支等

早期に平穏な生活を営むことができるよう、個々の事情に応じて、家事代行や日常生活に必要な物品の貸与を行います。

見舞金の支給※

犯罪被害によりご家族が亡くなられたときや犯罪被害により全治1ヶ月以上の重傷病を負ったときは見舞金を支給します。

- ・死亡見舞金 30万円
- ・重傷病見舞金 10万円

関係部署等との連携

必要に応じ、福祉や教育などの関係部署と連携し、各分野の制度を活用した支援を行います。

※見舞金を受け取るためには、一定の条件を満たした上で申請手续が必要です。
見舞金の支給対象外となる犯罪被害もあります。

袋井市役所以外の相談先

認定NPO法人 静岡犯罪被害者支援センター

(静岡市葵区両替町1-4-15 芙蓉ビル4階)

TEL 054-651-1011

【受付時間】月～金曜日 10時～16時(土日祝日・年末年始を除く)

静岡県性暴力被害者支援センターSORA(そら)

TEL 054-255-8710

【受付時間】24時間、365日対応



市民の皆さんへのお願い

犯罪被害等は、犯罪による直接的な被害に加え、無責任なうわさ話や誹謗中傷などによる二次的被害に苦しめられていることもあります。そのような状況下では、地域で孤立しないよう、周囲の支えが必要不可欠です。犯罪被害者等の心に寄り添った行動を心がけましょう。

